

月極ロッカー利用約款

貸ロッカーは携帯品を保管するためにお貸しするものです。
以下の約款の定めを遵守の上、ご利用ください。

1. 契約期間

月初めから月末までの1ヶ月単位です。
(月途中からのご利用開始でも初回は月末までで1ヶ月となります。)

2. 利用料金

1ヶ月 3,000円 です。
(月途中からのご利用開始でも3,000円いただきます。)

3. 申し込み方法 及び 支払い方法

フロントにて申込用紙にご記入の上、現金で利用料金をお支払いください。
(月途中からのご利用開始でも2,000円いただきます。)

1ヶ月分から最大6ヶ月分までを1度にお支払いいただくことができます。但し、途中解約によるご返金はいたしかねますので予めご了承ください。

4. 契約更新の手続き

ご利用月の前月末日までにフロントにて利用料金をお支払いください。

途中解約によるご返金はいたしかねますので予めご了承ください。

利用料金を連絡なく延滞された場合は、更新の意思がないものとみなし、解約のお願いをする場合がございます。

5. 解約の手続き

解約の旨をフロントに伝え、鍵をご返却ください。鍵の返却をもって契約終了となります。

解約後もロッカーを使用されている場合は、第9項、第10項に準じ、収容品の移動、処分等の措置をとらせていただきます。

6. 鍵の保管・紛失について

貸ロッカーの鍵は、使用者が責任をもって大切に保管してください。

鍵を紛失された場合は、施錠装置の交換代金として2,000円をいただきます。

7. 貸ロッカーに収容できないもの

- (1) 現金及び有価証券
- (2) 貴重品(貴金属、重要な物品・書類、資料等で2万円相当以上のもの及びロッカーの使用者において貴重品と判断されたもの)
- (3) 死体
- (4) 揮発性もしくは毒性のあるもの又は爆発物等の危険物
- (5) 銃砲刀剣類及び麻薬類、犯罪に使用されるおそれのあるもの又は法令等により所持、携帯が禁止されているもの
- (6) 盗品その他の犯罪によって得られたもの
- (7) 動物
- (8) 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの又は貸ロッカーを汚損し損する恐れのあるもの
- (9) その他保管に適さないと認められるもの

8. 使用時の立会い

当社が必要と認めた場合には、収容品の出し入れに係員が立ち会うことがあります。

9. 使用期間が経過した場合の措置

鍵の返却をもって契約終了となりますが、契約終了後も継続して使用されている場合には、当社において貸ロッカーを開き、収容品はその内容を確認のうえ当社所定の場所に移し、契約終了日より14日間保管します。この保管期間中に収容品をお引き取りになる場合には、下記の問い合わせ先にご連絡ください。当社所定の書類を提出いただき、本人であることが証明できるものを確認させていただいたうえで、収容品をお引き取りいただきます。この場合、保管日数に応じた金額を申し受けます。なお、収容品が第7項に該当する場合及びその疑いがある場合には、当社においてその実情に応じ、廃棄、その他適宜な措置を取ることがあります。

10. 収容品のお引き取りがない場合の措置

貸ロッカーの契約終了日より14日を経過後も収容品のお引き取りがない場合は、使用者が収容品に対する権利を放棄したものとみなし、収容品を当社において処分します。なお、その代金は保管料その他の費用に充当します。

11. 使用者の賠償責任

使用者が貸ロッカーを破損した場合又は他の貸ロッカー内の収容品に損害を与えた場合等の当社又は第三者に与えた損害は、使用者に実費相当額を賠償していただきます。

12. 当社の賠償責任

- (1) 次の各号の場合に貸ロッカーの収容品に滅失又はき損等の損害が生じた時には、当社はその賠償の責任を負わないものとします。
 - ① 第7項に掲げるものを収容していた場合
 - ② 鍵の紛失、盗用により使用者が損害を受けた場合
 - ③ 天災、事変、その他不可抗力による場合
 - ④ 使用者の誤施錠、未施錠等貸しロッカーの誤使用による場合
 - ⑤ 司法権の発動により関係官公署から収容品を押収品又は証拠品として提出するよう求められた場合
 - ⑥ その他当社の責めに帰さない場合
- (2) 収容品の滅失又はき損等の損害について当社に責任がある場合、当社がお支払いする損害賠償金は3万円を限度とします。

《お問い合わせ》 〒362-0032
埼玉県上尾市日の出 4-386
埼玉アイスアリーナ
株式会社 パティネレジャー
(TEL) 048-775-3456 (FAX) 048-775-3457